

第9期中央教育大学審議会大学分科会 教学マネジメント特別委員会の設置について

1. 将来構想部会

(所掌事務)

今後の高等教育機関全体の機能・役割、振興策の基本方針について審議を行う。

└─── 制度・教育改革ワーキンググループ

(所掌事務) 各学校種の教育の改善方策について、制度面を中心に審議を行う。

2. 大学院部会

(所掌事務)

大学院制度と教育の在り方(研究との連携を含む)について専門的な調査審議を行う。

└─── 専門職大学院ワーキンググループ

(所掌事務) 専門職大学院制度の見直しに関する方策について、その他専門職大学院の機能強化のために審議すべき事項について専門的な調査・分析・検討を行う。

3. 教学マネジメント特別委員会

(所掌事務)

各大学等における教学マネジメントの確立に向けた方策(学修成果の可視化や情報公表の在り方を含む)について専門的な調査審議を行う。

4. 法科大学院等特別委員会

(所掌事務)

法科大学院教育の改善等について専門的な調査審議を行う。

└─── 共通到達度確認試験システムに関するワーキンググループ

(所掌事務) 「共通到達度確認試験(仮称)」の本格実施に向けて必要となる専門的な調査・分析・検討を行う。

└─── 法科大学院教育状況調査ワーキンググループ

(所掌事務) 客観的指標に照らして課題があると認められる法科大学院に対して、教育の実施状況等に関する専門的な調査・分析を実施。

5. 認証評価機関の認証に関する審査委員会

(所掌事務)

大学分科会が認証評価機関の認証に係る審査等を行うのに先立ち、専門的な調査審議を行う。

6. 専門職大学等の制度設計に関する作業チーム

(所掌事務)

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に向けた、より具体的な制度設計等について、専門的な調査審議を行う。

第9期中央教育審議会大学分科会
教学マネジメント特別委員会の設置について

平成30年11月20日
中央教育審議会大学分科会決定

各大学等における教学マネジメントの確立に向けた方策（学修成果や情報公表の在り方を含む）について、専門的な調査審議を行うため、大学分科会に以下のとおり、教学マネジメント特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置する。

1. 審議事項

- （1）教学マネジメントに係る指針の策定について
- （2）学修成果の可視化と情報公表の在り方について
- （3）その他大学等の教学マネジメントの確立のために必要な事項

2. 特別委員会の委員

- （1）特別委員会の委員は、大学分科会長が指名する。
- （2）特別委員会に座長を置き、大学分科会長が指名する。
- （3）座長に事故があるときは、特別委員会に属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3. 特別委員会の設置期間

特別委員会の設置期間は、設置された日から平成31年2月14日までとする。

4. 大学分科会への報告

特別委員会は、審議状況を適宜、大学分科会へ報告するものとする。

5. その他

- （1）特別委員会の庶務は、高等教育局大学振興課で処理する。
- （2）ここに定めるもののほか、特別委員会の運営に関し必要な事項は、座長が特別委員会に諮って定める。